

藤沢市教育委員会規則で定める様式用の紙の大きさの特例に関する規則
の廃止について

藤沢市教育委員会規則で定める様式用の紙の大きさの特例に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

2019年（令和元年）8月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 廃止する規則

藤沢市教育委員会規則で定める様式用の紙の大きさの特例に関する規則

2 施行期日

公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、本規則は平成6年度に申請書等の様式用の紙の大きさをA版化するに当たっての経過措置として定められていたが、現在、用紙の大きさのA版化は既に定着しており、本規則の意義は果たされたことから、廃止する必要がある。

藤沢市教育委員会規則で定める様式用の紙の大きさの特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会規則で定める様式用の紙の大きさの特例に関する規則
を廃止する規則

藤沢市教育委員会規則で定める様式用の紙の大きさの特例に関する規則（平成6年藤沢市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○藤沢市教育委員会規則で定める様式用の紙の大きさの特例に関する規則

平成6年3月31日

教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市教育委員会規則で定める様式用の紙の大きさの取扱いについて、その特例を定めるものとする。

(用紙の大きさに関する特例)

第2条 藤沢市教育委員会規則の規定に基づき作成する様式用の紙の大きさについては、これらの規定にかかわらず、その大きさを日本工業規格紙加工寸法A列4番からA列8番までのいずれかの大きさにするものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、藤沢市教育委員会規則の規定に基づいて作成した様式用の紙で、現に残存するものは、当分の間、使用することができる。